

(12)処遇改善手当 支給 要綱

(宇津峰十字の里、コーポラスいちの、ワークセンター麦、カノン、バニラ)

1 目的

国が平成23年度まで実施されていた福祉介護人材
処遇改善事業における交付金による賃金改善の効果を継続する
観点から、当該、交付金を円滑に介護報酬に移行し当該、交付金
の対象であった、介護サービスに従事する直接処遇職員の賃金
改善のため法人各事業所に勤務する、直接処遇職員に「処遇改善手当」
を支給し処遇改善を図ることを目的とする。

2 支給期間

処遇改善手当の支給期間は、毎年4月から翌年3月までの
1年間(12か月)とし各年度ごとに支給する。

支給期間に新規採用された職員は、採用日より支給対象とする。

3 支給日

毎年 3月15日

4 支給対象職員

支給対象となる職員は、次の職員とする。

(1) 処遇改善手当

実施期間に従事した宇津峰十字の里、コーポラスいちの、ワークセンター麦、カノン、バニラ
の直接処遇職員

(3) 基準日

支給期間は、上記2のとおりとするが毎年3月1日の支給基準日に在職している職員に
支給するものとする。

5 支給対象外職員

支給の対象とならない職員は、次の職員とする。

(1) 無給休職者(無給期間)

(2) 停職者

(3) 各年度の支給期間に退職した者で基準日に在職していない者

6 支給額

職員への処遇改善手当の支給額は以下のとおりとする。

(1) 各事業所に支払われる介護報酬(処遇改善加算)の年度総額を上回る額にて、
処遇改善手当支給総額及び、この手当支給に係る事業主負担の法定福利費等を
算定する。(法定福利費等の算定にあたっては、各事業所において合理的な
方法にて行うものとする。)

(2) 処遇改善手当支給総額をもとに、常勤職員一人あたりの支給基準額を算定する。
臨時職員(及び対象外職種との兼務職員)については、常勤職員の支給基準額
に常勤換算数を乗じた額を支給基準額とする。

- (3) (2)により算定された支給基準額より、前年度4月以降の定期昇給等による
処遇改善実施期間内の賃金上昇金額・月額支給(処遇改善手当)を控除した額を支給額とする。

新たに月額支給として下記の通り処遇改善手当を支給する。

項目	支給額
処遇改善 本俸	6,000円
処遇改善 夜勤手当	6,000円
処遇改善 資格手当	3,000円
処遇改善 主任手当	3,000円
処遇改善 副主任手当	3,000円

7 その他

「処遇改善手当金」支給対象職員より手当金の支給辞退の申出があった場合は理由書を添付して辞退することができる。

附則 この要綱の運用は福島県知事の承認通知のあった日から施行する。

(12) 処遇改善手当 支給 要綱 (シオンの園)

1 目的

国が平成23年度まで実施されていた介護職員
処遇改善交付金事業における交付金による賃金改善の効果を継続する
観点から、当該、交付金を円滑に介護報酬に移行し当該、交付金
の対象であった、介護サービスに従事する直接処遇職員の賃金
改善のため法人各事業所に勤務する、直接処遇職員に「処遇改善手当」
を支給し処遇改善を図ることを目的とする。

2 支給期間

処遇改善手当の支給期間は、毎年4月から翌年3月までの
1年間(12か月)とし各年度ごとに支給する。

支給期間に新規採用された職員は、採用日より支給対象とする。

3 支給日

毎年 3月15日

4 支給対象職員

支給対象となる職員は、次の職員とする。

(1) 処遇改善手当
実施期間に従事したシオンの園、
の直接処遇職員

(3) 基準日
支給期間は、上記2のとおりとするが毎年3月1日の支給基準日に在職している職員に
支給するものとする。

5 支給対象外職員

支給の対象とならない職員は、次の職員とする。

- (1) 無給休職者(無給期間)
- (2) 停職者
- (3) 各年度の支給期間に退職した者で基準日に在職していない者

6 支給額

職員への処遇改善手当の支給額は以下のとおりとする。

- (1) 各事業所に支払われる介護報酬(処遇改善加算)の年度総額を上回る額にて、
処遇改善手当支給総額及び、この手当支給に係る事業主負担の法定福利費等を
算定する。(法定福利費等の算定にあたっては、各事業所において合理的な
方法にて行うものとする。)
- (2) 処遇改善手当支給総額をもとに、常勤職員一人あたりの支給基準額を算定する。
臨時職員(及び対象外職種との兼務職員)については、常勤職員の支給基準額
に常勤換算数を乗じた額を支給基準額とする。

- (3) (2)により算定された支給基準額より、前年度4月以降の定期昇給等による
処遇改善実施期間内の賃金上昇金額・月額支給(処遇改善手当)を控除した額を支給額とする。

新たに月額支給として下記の通り処遇改善手当を支給する。

項目	支給額
処遇改善 本俸	6,000円
処遇改善 夜勤手当	6,000円
処遇改善 資格手当	3,000円
処遇改善 主任手当	3,000円
処遇改善 副主任手当	3,000円

7 その他

「処遇改善手当金」支給対象職員より手当金の支給辞退の申出があった場合は
理由書を添付して辞退することができる。

附則 この要綱の運用は福島県知事の承認通知のあった日から施行する。